

官報

令和三年六月十一日

○第二百四回 参議院會議録第三十号

令和三年六月十一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十号

令和三年六月十一日

午前十時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(令和二年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について)

第二 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案(衆議院提出)

第三 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)

第七 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律案(衆議院提出)

第九 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、世界保健機関(WHO)の台湾への対応に関する決議案(有村治子君外十三名発議)(委員会審査省略要求)

一、ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議案(松山政司君外九名発議)(委員会審査省略要求)

以下 議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。この際、お諮りいたします。有村治子君外十三名発議に係る世界保健機関(WHO)の台湾への対応に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。よって、本決議案を議題といたします。まず、発議者の趣旨説明を求めます。松沢成文さん。

(議案は本号末尾に掲載)

(松沢成文君登壇、拍手)

○松沢成文君 ただいま議題となりました自由民主党・国民の声、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党、沖縄の風、れいわ新選組、碧水会及びみんなの党の各派共同提案に係る決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。案文を朗読いたします。

世界保健機関(WHO)の台湾への対応に関する決議案

パンデミック(世界的大流行)に発展した新型コロナウイルス感染症を終息させるためには、国際的な防疫網を構築する必要がある。そのためには、特定の地域が取り残されることによる地理的な空白を埋めるとともに、公衆衛生上の成果を上げた地域の有益な知見・経験を世界で共有することが欠かせない。

台湾は、二〇二〇年の重症急性呼吸器症候群(SARS)で三十七人の死者を出した教訓から国際感染症の防疫を極めて重視しており、新型コロナウイルス発生直後から検疫体制の強化や感染症指揮センターの設置の他、マスクの生産増強や流通管理などを先駆的に実践してきた。こうした迅速な取り組みによる成果は、世界が注目するところとなっている。

しかし、新型コロナウイルス対策を重大な課題に位置づけ、昨年五月と十一月及び本年五月

に開催されたWHO(世界保健機関)の年次総会では、中国の強硬な反対により、台湾のオブザーバーとしての参加が認められなかった。五月五日に閉幕した先進七か国(G7)外務・開発大臣会合は、WHO会合への台湾の意義ある参加を支持することを明記した共同声明を採択した。このように国際的に重要な会議に台湾が参加できないことが、国際防疫上、世界的な損失であることはもはや各国の共通認識となっている。

そこで、このような現状に対して強い懸念を表明するとともに、国際的な公衆衛生上の緊急事態の收拾に資するべく、WHOの年次総会等への台湾の参加が実現されるよう、以下決議する。

一、関係各国に対し、今般の新型コロナウイルス感染症対策及び今後の世界的な公衆衛生危機対応のために、WHOの次回総会より台湾がオブザーバーとして参加することを認めるよう求める。

二、日本政府には、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の收拾に資するべく、台湾がWHOの年次総会にオブザーバーとして参加する機会が保障されるよう、関係各国に強く働きかけることを求める。

以上であります。何とぞ皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。本決議案に賛成の皆さんの起立を求めます。(賛成者起立)
○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって可決され

令和三年六月十一日 参議院會議録第三十号

議事日程追加の件

世界保健機関(WHO)の台湾への対応に関する決議案

会の感染対策として、来日する大会関係者の人数を絞り込み、選手や大会関係者にワクチン接種を行い、大会関係者の行動を管理して一般の国民との接触を防止するの三点に取り組みることに関連しての内容であったと承知をしております。

その中でも、ワクチンについては、より多くの方々にワクチンを接種した上で大会に参加いただくことは安全、安心な大会の開催に大きく寄与するものであると考えており、日本選手団だけではなく、ボランティアも含めた大会関係者にも接種していただくため、現在、組織委員会や東京都等と調整を進めているところでございます。

政府としては、引き続き、安全、安心を最優先に、内外の感染状況等を注視しつつ、様々なスポーツ大会における感染対策の取組、さらには様々な専門家の科学的な評価や知見も踏まえて、東京都や組織委員会、IOCなどと緊密に連携を図りながら、大会に向けた準備を着実に進めてまいります。

また、九日の党首討論の中では、あつ、大変恐縮です、東京オリンピック・パラリンピックを開催する理由に関してのお尋ねについてでございます。

九日の党首討論の中では、総理より、五十七年前でも鮮明に記憶している東京大会における御自身の実体験を紹介しつつ、様々な選手の活躍や振る舞い、パラリンピックの発祥や共生社会の実現に触れ、そのようなすばらしい大会を子供や若者たちに見せたい、希望や勇気を与えたいと述べるとともに、復興オリンピック・パラリンピックの意義、新型コロナウイルスという大きな困難を世界が団結して乗り越えた東京大会を日本から世界に発信したいと、明確に開催の理由を答弁されたと承知しております。

者であるIOC、IPC、東京都、組織委員会が行うものとの理解をしておりますが、政府としては、安全、安心な環境を確保することを最優先に、内外の感染状況を注視しつつ、引き続き関係者と緊密に連携して準備を進めてまいります。

(拍手)

〔国務大臣田村憲久君登壇、拍手〕
○国務大臣(田村憲久君) 吉良よし子議員にお答えいたします。

緊急避妊薬の早期市販化及び経口妊娠中絶薬の低価格での早期導入についてお尋ねがございました。

緊急避妊薬については、予期せぬ妊娠の可能性が生じた際、早期に妊娠を防ぐという意味で重要な医薬品と認識しております。市販化については、六月七日の評価検討会議において改めて検討を開始したところであり、様々な観点から御議論をいただいた上で判断してまいります。

いわゆる経口中絶薬のうち、ミフエプリストン及びミノプロストールでありますけれども、現在、企業において治験中であり、今後、企業から薬事申請されれば、有効性及び安全性について適切に審査を行うてまいります。薬事承認された経口中絶薬については、中医協において了承されれば治療上中絶が必要な場合に保険適用となり、その薬価については適切なものとなるよう検討してまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

委員長新妻秀規さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔新妻秀規君登壇、拍手〕

○新妻秀規君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、船舶活用医療推進本部を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、船舶を活用した医療提供体制の具体的な在り方、病院船導入に係る課題への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第三 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、憲法審査会会長の報告を求めます。憲法審査会会長林芳正さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(林芳正君登壇、拍手)

○林芳正君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、憲法審査会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第九十六回国会衆議院提出によるもので、憲法改正国民投票の投票環境を整えるため、投票人名簿等の閲覧制度の創設、在外投票人名簿への登録に係る規定の整備、共通投票所制度の創設など七項目にわたる措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院で、施行後三年を目途に、投票環境の整備及び国民投票の公平公正の確保に係る事項について検討を加え、必要な法制上の措置等を講ずるものとする旨の修正が行われております。

審査会におきましては、今回の法改正の意義、衆議院修正による附則の意味内容、国民投票運動における広告規制等の在り方、期日前投票所の投票時間の弾力化に係る課題、国民投票におけるインターネットの活用方策等の諸問題についての質疑に加え、参考人からの意見聴取も行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑終局後、日本維新の会を代表し松沢幹事より、附則に係る修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本共産党を代表し山添幹事より原案及び修正案に反対、立憲民主・社民を代表し打越委員より原案に賛成、修正案に反対、日本維新の会を代表し東委員より原

案及び修正案に賛成、国民民主党・新緑風会を代表し矢田幹事より原案に賛成、修正案に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔江崎孝君登壇、拍手〕

○江崎孝君 たいだいま議題となりました承認案件につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づき、これまで、北朝鮮籍の全ての船舶、北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶、国連安保理の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶及び北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本

籍船舶の入港禁止措置が講じられてきました。

本件は、去る四月六日の閣議決定により、令和五年四月十三日までの二年間、引き続き、入港禁止措置が講じられたことについて、同法に基づき、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、国土交通大臣より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔上月長祐君登壇、拍手〕

○上月長祐君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、脱炭素社会の実現に資する等のた

め、建築物等における木材の利用の一層の促進を図るべく、基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大するほか、建築物における木材の利用の促進に関する措置を拡充し、あわせて農林水産省に木材利用促進本部を設置する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の高鳥修一衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、現行法による成果及び法改正の効果、国産材の需要拡大方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔有田芳生君登壇、拍手〕

○議長(山東昭子君) 日程第六 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長有田芳生さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔有田芳生君登壇、拍手〕

○有田芳生君 たいだいま議題となりました承認案件につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入につき、令和三年四月十四日から令和五年四月十三日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるとであります。

委員会におきましては、今後の対北朝鮮政策に関する政府の方針、対北朝鮮措置の実効性確保に向けた方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案、外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件

滞なく、これを国会に報告するともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 前二項の規定は、整備推進計画の変更について準用する。

第四章 船舶活用医療推進本部

(設置)

第七条 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、船舶活用医療推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する総合調整に関すること。
- 二 整備推進計画の作成及び実施の推進に関すること。
- 三 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。
- 四 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

2 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(組織)

第九条 本部は、船舶活用医療推進本部長、船舶活用医療推進副本部長及び船舶活用医療推進本部員をもって組織する。

(船舶活用医療推進本部長)

第十条 本部の長は、船舶活用医療推進本部長

(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(船舶活用医療推進副本部長)

第十一条 本部に、船舶活用医療推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(船舶活用医療推進本部員)

第十二条 本部に、船舶活用医療推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人(地方独立行政法人法平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。及び国立大学法人等(国立大学法人法平成十五年法律第百二十二号)第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十四条 本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

審査報告書

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年六月九日

憲法審査会会長 林 芳正

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、審査会の決定の理由

本法律案は、憲法改正国民投票の投票人の投票しやすしい環境を整えるため、投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、在外選挙

人名簿への登録の移転の制度の創設に伴う在外投票人名簿への登録についての規定の整備、共通投票所制度の創設、期日前投票制度の見直し、洋上投票の対象の拡大、繰延投票の期日の告示の期限の見直し、投票所に入ることができない子供の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費としては、約一億円が見込まれている。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和三年五月十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。目次中「第百二十五条」を「第百二十五条の二」に改める。

第二十條第三項中「第三十二條において」を「以下」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第二十五條第一項中「前條第一項の規定により」を削る。

第二十六條第二項中「縦覧に係る投票人名簿への登録又は投票人名簿からの抹消」を「市町村の選挙管理委員会が行う投票人名簿の登録」に改める。

第二十九條の次に次の二條を加える。

(投票人名簿の抄本の閲覧)

第二十九条の二 市町村の選挙管理委員会は、第二十五条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間、特定の者が投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票人から投票人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票人に投票人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、第三号に定める事項については、この限りでない。

一 投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする者(第四項及び次条において「申出者」という。)の氏名及び住所

二 投票人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項(以下この条及び次条において「閲覧事項」という。)の利用の目的(次条において「利用目的」という。)

三 閲覧事項の管理の方法

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 第一項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があることを認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。

4 申出者は、閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講

しなければならない。

(投票人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等)
第二十九条の三 申出者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、申出者が偽りその他の不正の手段により前条第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧をした場合又は前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該申出者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は第三者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあることを認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

4 市町村の選挙管理委員会は、前二項の規定にかかわらず、申出者が偽りその他の不正の手段により前条第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧をした場合又は第一項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があることを認めるときは、当該申出者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は第三者に提供されないようにするための措置を講ずることを命ずることができる。

5 市町村の選挙管理委員会は、前条及びこの条の規定の施行に必要な限度において、申出者に

対し、必要な報告をさせることができる。

6 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、国民投票の期日後遅滞なく、前条第一項の申出に係る投票人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

7 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定により閲覧させる場合を除いては、投票人名簿の抄本を閲覧させてはならない。

第三十二条中「その」を「投票人名簿の」に改める。
第三十三条第三項中「第四十五条において」を「以下」に改める。
第三十五条第一号中「次条第一項及び第四項並びに」を「次条第四項及び」に改め、同条第二号中「当該申請に基づき」を削り、「の投票人名簿」の下に「又は在外投票人名簿」を加え、同条に次の一号を加える。

三 登録基準日の翌日から第三十九条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間の開始の日の前日までの間に在外選挙人名簿への登録の移転(公職選挙法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をいう。第三十七条第一項第三号において同じ。)がされた者(在外投票人名簿の登録を行うおとする日においていずれかの市町村の投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されている者を除く。)

第三十六条第一項中「者(在外選挙人名簿に登録されている者を除く。)」を「もの」に改める。
第三十七条第一項に次の一号を加える。

三 登録基準日の翌日から第三十九条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間の開

始の日の前日までの間に在外選挙人名簿への登録の移転がされた者

第三十八条を次のように改める。
第三十八条 削除
第三十九条第一項中「前条第一項の規定により」を削る。
第四十条第二項中「縦覧に係る在外投票人名簿への登録又は在外投票人名簿からの抹消を」市町村の選挙管理委員会が行う在外投票人名簿の登録に改める。

第四十二条次に次の一条を加える。
(在外投票人名簿の抄本の閲覧等)
第四十二条の二 第二十九条の二及び第二十九条の三の規定は、在外投票人名簿について準用する。この場合において、第二十九条の二第一項中「第二十五条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項」と読み替えるものとする。

第四十五条中「その」を「在外投票人名簿の」に改める。
第四十六条中「から」の下に「第三十七条まで及び第三十九条から」を加える。
第五十二条次に次の一条を加える。

(共通投票所)
第五十二条の二 市町村の選挙管理委員会は、投票人の投票の便宜のため必要があると認めるとき(当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限る。)には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する投票人も投票をすることができる共通投票所を設けることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所において投票をした投票人が共通投票所において投票をすること及び共通投票所において投票をした

令和三年六月十一日 参議院会議録第二十号 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

3 投票人が投票所又は他の共通投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
 天災その他避けることのできない事故により、共通投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、当該共通投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。
 5 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十九条第一項	登録された者	登録された者(共通投票所にあつては、国民投票の投票権を有する者)
第四十九条第二項	投票所	投票所又は共通投票所
第四十九条第三項	投票区	投票所又は一の共通投票所
次条第一項ただし書、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十九条第二項	投票所	投票所又は共通投票所
第六十四条	第七十四条	第七十四条(第五十二条の二第六項において準用する場合を含む。)
第六十四条ただし書	投票所外	投票所外又は共通投票所外
第六十五条第一項	投票所内	投票所内及び共通投票所内
第六十五条第一項ただし書及び第六十七条第二項	投票所	投票所又は共通投票所

第八十条第二項 各投票所

各投票所、共通投票所

6 前二条及び第七十二条から第七十四条までの規定は、共通投票所について準用する。この場合において、第五十一条第一項ただし書中「投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り」とあるのは「必要があると認めるときは」と、「若しくは」とあるのは「若しくは当該時刻を」と、「時刻を四時間以内の範囲内において」とあるのは「時刻を」と読み替えるものとする。
 7 第一項の規定により共通投票所を設ける場合において、第七十条又は第七十一条の規定により投票の期日を定めたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	場所に、 区域内	場所に、国民投票の期日においては当該国民投票の期日に投票を行う 区域内、第七十条又は第七十一条第一項の規定により定めた投票の期日においては当該投票の期日に投票を行う当該市町村の区域内
前項	「時刻を」	「時刻を」と、前条第二項中「天災その他避けることのできない事故により前項」とあるのは「第七十条又は第七十一条第一項の規定により投票の期日を定めた場合において、前項の規定、次条第六項において準用する第五十二条第二項の規定又はこの項」と、「変更したときは、国民投票の当日を除くほか」とあるのは「設置する場所若しくは期日を変更し、又は当該共通投票所を設けないこととしたときは」と、「同項」とあるのは「前項」

8 前各項に定めるもののほか、共通投票所に関し必要な事項は、政令で定める。
 第六十条第一項に次の一号を加える。
 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。
 第六十条第四項を同条第八項とし、同条第三項の表第五十一条第一項の項を次のように改める。

第五十一条第一項 午前七時

午前八時三十分

第六十条第三項の表第五十一項の項の次に次のように加える。

第五十一条第一項 投票人の投票の便宜のため必要がある

と認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないこと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。

一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合(午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る)。

期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

第六十条第三項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の投票人の投票の便宜のため必要な措置を講

ずるものとする。

第六十条第二項中「前項の場合においては、」を「第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合におけるに改め、」に読み替えるもの」を削り、同項の表第五十三条第一項の項中「第五十三条第一項を」第五十三条第一項ただし書を改め、同表第六十四条の項中「第六十条第三

項」を「第六十条第六項」に改め、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票所において投票をした投票人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。

第六十一条第七項中「定める船舶の下に」(以下この項及び第九項第二号において「指定船舶」という。)を加え、「をいう」をいい、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であつて船員手帳に準ずる文書の交付を受けているもの(以下この項において「実習生」という。)を含むものであるもの又は投票人で指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗つて本邦以外の区域を航海する船員(船員法第一条に規定する船員をいい、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第九十二条第一項の

規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに実習生を含む)に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項第二号中「船舶で前項の総務省令で定めるもの」を「指定船舶に、」当該船舶を「当該指定船舶」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定は、同項の投票人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものであるものうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票について準用する。この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替えるものとする。

第六十二条第一項第一号中「在外選挙人証」の下に「(公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三条第一項 投票人名簿	投票人名簿	在外投票人名簿
第五十五条第一項 投票所	投票所	指定在外投票区の投票所
第五十五条第一項 投票所	投票所	指定在外投票区の投票所

<p>第五十五条第二項、投票人名簿</p>	<p>、在外投票人証又は公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証を提示して、在外投票人名簿</p>	<p>、在外投票人証又は公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証を提示して、在外投票人名簿</p>
<p>第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十九条第二項</p>	<p>投票所 書類。第六十九条及び第七十条において同じ。</p>	<p>指定在外投票区の投票所</p>
<p>第五十二条第二項</p>	<p>前項の規定により共通投票所を設ける</p>	<p>第六十二条第三項の規定により共通投票所を指定した</p>
<p>投票所</p>	<p>、指定在外投票区の投票所</p>	<p>、指定在外投票区の投票所</p>
<p>、共通投票所</p>	<p>が同項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所(以下「指定共通投票所」という。)</p>	<p>が同項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所(以下「指定共通投票所」という。)</p>
<p>及び共通投票所</p>	<p>が指定在外投票区の投票所</p>	<p>が指定在外投票区の投票所</p>
<p>が投票所</p>	<p>他の指定共通投票所</p>	<p>他の指定共通投票所</p>
<p>他の共通投票所</p>	<p>第六十二条第三項の規定により指定共通投票所を指定した</p>	<p>第六十二条第三項の規定により指定共通投票所を指定した</p>
<p>第五十二条の二第二項</p>	<p>第一項の規定により共通投票所を設ける</p>	<p>第六十二条第三項の規定により指定共通投票所を指定した</p>

3 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票については、投票人が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会が第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所において、行わせることができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、前項の規定は、適用しない。

4 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票のうち、第六十条第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

<p>第五十二条の二第二項の表次条第一項ただし書、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十九条第二項の項</p>	<p>投票所又は共通投票所</p>	<p>指定在外投票区の投票所又は指定共通投票所</p>
<p>第五十三条第一項ただし書</p>	<p>投票人名簿</p>	<p>在外投票人名簿</p>
<p>第五十五条第二項</p>	<p>投票人名簿</p>	<p>、在外投票人証又は公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証を提示して、在外投票人名簿</p>
<p>投票所</p>	<p>当該投票人名簿</p>	<p>当該在外投票人名簿</p>
<p>投票所</p>	<p>第二十條第二項</p>	<p>第三十三條第二項</p>
<p>投票所</p>	<p>書類。第六十九条及び第七十条において同じ。</p>	<p>書類</p>
<p>投票所</p>	<p>当該投票人名簿</p>	<p>当該在外投票人名簿</p>
<p>投票所</p>	<p>第二十條第二項</p>	<p>第三十三條第二項</p>
<p>投票所</p>	<p>書類。第六十九条及び第七十条において同じ。</p>	<p>書類</p>
<p>投票所</p>	<p>当該投票人名簿</p>	<p>当該在外投票人名簿</p>
<p>投票所</p>	<p>第二十條第二項</p>	<p>第三十三條第二項</p>
<p>投票所</p>	<p>書類。第六十九条及び第七十条において同じ。</p>	<p>書類</p>

<p>第六十条第一項 期日前投票所</p>	<p>市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所(次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。)</p>	<p>二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合で政令で定めるときは在外投票人名簿又はその抄本を、それぞれ、送致することを要しない。 第七十一条第一項中「により」の下に、「投票所において」を加え、同項ただし書中「ただし、その期日は」を「この場合において」に、「において」を「は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を」、「五日」を「二日」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。 第七十二条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。 2 前項の規定にかかわらず、投票人の同伴する子供(幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年未満の者をいう。以下この項において同じ。)は、投票所に入ることができる。ただし、投票管理者が、投票人の同伴する子供が投票所に入るにより生ずる混雑、喧騒その他これらに類する状況から、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがあると認め、その旨を投票人に告知したときは、この限りでない。 3 投票人を介護する者その他の投票人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者についても、前項本文と同様とする。 第八十七条中「第七十一条本文」を「第七十一条第一項前段」に改める。 第八十八条中「第七十二条本文」を「第七十二条第一項」に改める。 第九十九条中「第七十一条本文」を「第七十一条第一項前段」に、「第七十二条本文」を「第七十二条第一項」に改める。 第一百二十二条中「投票所」の下に「第五十二条の二第一項に規定する共通投票所及び」を加え、「以下</p>
<p>第六十条第一項第二号及び第五号 投票区</p>	<p>指定在外投票区</p>	<p>この節を「次条第一項、第一百四十四条及び第一百六十六条」に改める。 第一百八条の次に次の一条を加える。 (投票人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反) 第一百八条の二 第二十九条の三第三項(第四十条の二)において準用する場合を含む。又は第二十九条の三第四項(第四十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 2 第二十九条の三第五項(第四十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五百二十三条第五項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 5 第六十一条第八項において準用する同条第七項の規定による投票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この節の規定を適用する。 第二章第八節中「第二百五十五条の次に次の一条を加える。 (偽りその他不正の手段による投票人名簿の抄本等の閲覧等に対する過料) 第二百五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、第一百八条の二の規定により刑を科すべき場合を除き、三十万円以下の過料に処する。 一 偽りその他不正の手段により、第二十九条</p>
<p>第六十条第二項 投票所</p>	<p>指定在外投票区の投票所</p>	<p>この節を「次条第一項、第一百四十四条及び第一百六十六条」に改める。 第一百八条の次に次の一条を加える。 (投票人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反) 第一百八条の二 第二十九条の三第三項(第四十条の二)において準用する場合を含む。又は第二十九条の三第四項(第四十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 2 第二十九条の三第五項(第四十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五百二十三条第五項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 5 第六十一条第八項において準用する同条第七項の規定による投票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この節の規定を適用する。 第二章第八節中「第二百五十五条の次に次の一条を加える。 (偽りその他不正の手段による投票人名簿の抄本等の閲覧等に対する過料) 第二百五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、第一百八条の二の規定により刑を科すべき場合を除き、三十万円以下の過料に処する。 一 偽りその他不正の手段により、第二十九条</p>
<p>第六十条第五項 国民投票</p>	<p>投票人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、国民投票</p>	<p>この節を「次条第一項、第一百四十四条及び第一百六十六条」に改める。 第一百八条の次に次の一条を加える。 (投票人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反) 第一百八条の二 第二十九条の三第三項(第四十条の二)において準用する場合を含む。又は第二十九条の三第四項(第四十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 2 第二十九条の三第五項(第四十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五百二十三条第五項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 5 第六十一条第八項において準用する同条第七項の規定による投票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この節の規定を適用する。 第二章第八節中「第二百五十五条の次に次の一条を加える。 (偽りその他不正の手段による投票人名簿の抄本等の閲覧等に対する過料) 第二百五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、第一百八条の二の規定により刑を科すべき場合を除き、三十万円以下の過料に処する。 一 偽りその他不正の手段により、第二十九条</p>
<p>第六十条第五項の表第五十三条第一項ただし書の項 第六十条第一項</p>	<p>在外投票人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、第六十条第一項</p>	<p>この節を「次条第一項、第一百四十四条及び第一百六十六条」に改める。 第一百八条の次に次の一条を加える。 (投票人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反) 第一百八条の二 第二十九条の三第三項(第四十条の二)において準用する場合を含む。又は第二十九条の三第四項(第四十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 2 第二十九条の三第五項(第四十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五百二十三条第五項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 5 第六十一条第八項において準用する同条第七項の規定による投票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この節の規定を適用する。 第二章第八節中「第二百五十五条の次に次の一条を加える。 (偽りその他不正の手段による投票人名簿の抄本等の閲覧等に対する過料) 第二百五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、第一百八条の二の規定により刑を科すべき場合を除き、三十万円以下の過料に処する。 一 偽りその他不正の手段により、第二十九条</p>
<p>第六十条第五項の表第五十六条第一項の項及び第五十七条第一項及び前条第二項の項 期日前投票所</p>	<p>期日前投票所(第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される第六十条第一項に規定する指定期日前投票所をいう。以下第五十九条までにおいて同じ。)</p>	<p>この節を「次条第一項、第一百四十四条及び第一百六十六条」に改める。 第一百八条の次に次の一条を加える。 (投票人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反) 第一百八条の二 第二十九条の三第三項(第四十条の二)において準用する場合を含む。又は第二十九条の三第四項(第四十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 2 第二十九条の三第五項(第四十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五百二十三条第五項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 5 第六十一条第八項において準用する同条第七項の規定による投票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この節の規定を適用する。 第二章第八節中「第二百五十五条の次に次の一条を加える。 (偽りその他不正の手段による投票人名簿の抄本等の閲覧等に対する過料) 第二百五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、第一百八条の二の規定により刑を科すべき場合を除き、三十万円以下の過料に処する。 一 偽りその他不正の手段により、第二十九条</p>
<p>第六十条第五項の表第五十七条第一項及び前条第二項の項 期日前投票所</p>	<p>指定期日前投票所</p>	<p>この節を「次条第一項、第一百四十四条及び第一百六十六条」に改める。 第一百八条の次に次の一条を加える。 (投票人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反) 第一百八条の二 第二十九条の三第三項(第四十条の二)において準用する場合を含む。又は第二十九条の三第四項(第四十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 2 第二十九条の三第五項(第四十二条の二)において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五百二十三条第五項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 5 第六十一条第八項において準用する同条第七項の規定による投票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この節の規定を適用する。 第二章第八節中「第二百五十五条の次に次の一条を加える。 (偽りその他不正の手段による投票人名簿の抄本等の閲覧等に対する過料) 第二百五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、第一百八条の二の規定により刑を科すべき場合を除き、三十万円以下の過料に処する。 一 偽りその他不正の手段により、第二十九条</p>

令和三年六月十一日 参議院会議録第三十号

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

令和三年六月十一日 参議院會議録第三十号

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件

の二第一項(第四十二條の二において準用する場合を含む。)の規定による投票人名簿の抄本又は在外投票人名簿の閲覧をした者
二 第二十九條の三第一項(第四十二條の二において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
た者
2 前項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。
第六百三十六條第二号中「及び」を、「共通投票所及び」に改める。
第六百四十一條中、「第七項及び第八項を」及び第七項から第九項まで」に改める。
第六百四十二條第一項中「によって」を「により」に、「する届出を」を「行届出」に、「間にしなれば」を「間にしなれば」に改め、同項ただし書中「しなれば」を「行わなければ」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。
三 第四十二條の二において準用する第二十九條の二第一項の規定による在外投票人名簿の抄本の閲覧の申出(地方公共団体の休日に行われるものを除く)。
第六百四十二條第一項に第一号として次の一号を加える。
一 第二十九條の二第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧の申出(地方公共団体の休日に行われるものを除く)。
第六百四十二條第二項中、「第七項若しくは第八項を」若しくは第七項から第九項まで」に、「する」を「行う」に、「により」を「により」に、「しなれば」を「行わなければ」に改める。
第六百四十三條第一項中「第八項を」第九項に、「する行為を」を行う行為に、「するもの」を「行うもの」に改め、「午前八時三十分」の下に「当該行

為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前六時三十分から午前八時三十分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻」を加え、「午後八時まで」を「午後十時まで」に、「あつてはを」には「に」、「すること」を「行うこと」に改め、同条第二項中「第八項を」第九項に、「する行為を」を行う行為に、「しなれば」を「行わなければ」に改める。
附則第二條第一項中「申請」を、「申請」に改め、「第三十八條第一項中」領事官をいう。以下この項において同じ」とあるのは「領事官をいう」と、「最終住所及び生年月日」当該在外投票人名簿に登録された者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日」とあるのは「及び生年月日」とを削る。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第四條の規定は公布の日から施行する。
(適用区分)
第二條 改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律(以下この条において「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日以後に登録基準日(新法第二十二條第一項第一号に規定する登録基準日)をいう。以下この条において同じ)がある国民投票(新法第一條に規定する国民投票をいう。以下この条において同じ)について適用し、この法律の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第三條 前条に定めるもののほか、この法律の施行に

行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)
第四條 国は、この法律の施行後三年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
一 投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他必要な事項
イ 天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票(日本憲法の改正手続に関する法律(次号イにおいて「国民投票法」という。)第一條に規定する国民投票をいう。同号において同じ)の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備
ロ 投票立会人の選任の要件の緩和
二 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項
イ 国民投票運動等(国民投票法第百條の二に規定する国民投票運動又は国民投票法第百四十四條第一項第一号に規定する憲法改正案に対する賛成若しくは反対の意見の表明をいう。ロにおいて同じ)のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限
ロ 国民投票運動等の資金に係る規制
ハ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

国土交通委員長 江崎 孝
参議院議長 山東 昭子殿
要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三條第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、妥当な措置と認める。
一、費用
本件に係る措置の実施のため、特に費用を要しない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
令和三年六月一日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法平成十六年法律第二百五号。以下「法」という。)第三條第三項の規定により閣議決定された「特定船